

ペットボトルが混入している事例



ペットボトルの本体に付いているキャップ（ふた）やラベルは、容器包装プラスチックの対象となりますが、本体は、『資源ごみ（缶・ビン・ペットボトル）』となりますので、指定の専用袋を使用し、収集日の午前8時までに集積場に出してください。



出典 日本容器包装リサイクル協会